

大阪市規則第99号

大阪市重度障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(資格) 第3条 重度障害者医療費（次条の規定により助成するものをいう。以下「障害者医療費」という。）の助成を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する重度障害者で、国民健康保険法の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は医療保険各法の被保険者（健康保険法（大正11年法律第70号）の日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 [(1)～(6) 略] (7) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない者で、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、<u>4,794,000円</u>を超えるもの (8) 扶養親族等がある者で、前年の所得が<u>4,794,000円</u>に当該扶養親族等1人につ	(資格) 第3条 [同左] [(1)～(6) 同左] (7) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない者で、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、<u>4,721,000円</u>を超えるもの (8) 扶養親族等がある者で、前年の所得が<u>4,721,000円</u>に当該扶養親族等1人につ

き380,000円(当該扶養親族等が所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。)又は同項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。)又は同項第34号の3に規定する特定扶養親族であるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額を超えるもの [2～9 略]	き380,000円(当該扶養親族等が所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。)又は同項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。)又は同項第34号の3に規定する特定扶養親族であるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額を超えるもの [2～9 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市重度障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。